

草津市母子健康手帳アプリおよび 乳幼児健診DX委託業務

仕様書

令和8年4月

草津市子育て相談センター

1. 業務名

草津市母子健康手帳アプリおよび乳幼児健診DXの委託業務

2. 業務目的

子育てに関連する情報をより身近に、わかりやすく提供するため、子ども・子育て支援に特化したスマートフォンアプリ（以下、アプリと呼ぶ）を提供し、子育て中の家庭がより簡単、手軽に情報を取得できる環境を整備する。

さらに、市民・健診実施者・市における乳幼児健診業務をデジタル化することで、問診票の提出から健診結果の確認までの市民の利便性向上及び、市・健診実施者の業務の効率化を実現する。

3. 業務期間

契約の翌日から令和13年3月31日とする（母子健康手帳アプリは令和8年10月1日の運用開始を想定、乳幼児健診サービスは令和9年1月1日の運用開始を想定）。運用保守業務を含む。

4. 業務の概要（範囲）

（1）母子健康手帳アプリの導入

App Store、Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要なハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

また、本アプリの機能については、「6. 機能要件」の「住民向け（アプリ機能要件）」に定める全ての内容を一つのアプリ内で利用できるものとする。

（2）アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な段階となった後、本市の判断により公開時期を決定する予定である。WWW サーバ・管理ツール サーバ等、アプリの公開に必要なサーバはデータセンターに置き、24時間、常時安定稼動するものとし、これに必要な運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

（3）乳幼児健診デジタル化サービスの導入

本アプリを活用し、市民、市及び健診実施者が乳幼児健診をペーパーレスで効率的に運用できるシステムを導入する。

また、「6. 機能要件」に記載の通り、住民向けの各機能（問診票の回答・提出、健診結果の確認等）については、全て本アプリ内で利用できるものとする。

5. 導入要件

（1）アプリの対応 OS

住民が利用するアプリは、iOS、Androidの最新OS含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

市が利用するツールは、Windowsに対応し、Google Chromeの最新バージョンでの動作を保証すること。

健診実施者が利用するツールは、Windows及びMacに対応し、Google Chromeの最新バージョンでの動作を保証すること。

(2) 運用・保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入する。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り本市で行える、適切なシステムを導入するものとする。

(3) サービス提供方式

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供することとし、本市のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。

データセンター等の要件は「8. 情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照。

(4) 機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を本市に提出し、承認を得ることとする。

(5) テスト要件

受託者は、アプリの本番導入までにテストを行い、本市の承諾を得るものとする。

受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。

(6) アプリの登録

受託者は、開発したアプリを、iOSはApp Store、Android OSはGoogle Play から入手できるように、アカウント、ライセンス取得等の手続き、または手続きの支援を行うこと。

また、アプリは QR コード等からもダウンロードすることができること。

(7) 研修

① 運用開始にあたっては、本市職員及び健診実施者に向け、操作方法の習得を目的とした研修を実施すること。予定する研修のカリキュラムやマニュアル案を提示すること。

② 研修時に質疑のあった内容を記録し、本市に提供すること。

③ 研修に必要なクライアント PC、インターネット環境、電源等は本市及び健診実施者で用意する。

④ 受託者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修受講者の想定人数は協議による。

6. 機能要件

以下のとおりとする。

また、住民の利便性を考慮し、「住民向け（アプリ機能要件）」については、外部サービスおよびブラウザ等に遷移することなく、全ての機能を一つのアプリ内で利用できることを必須条件とする。

項目		仕様	仕様区分	
住民向け（アプリ機能要件）	アプリ構成・デザイン	基本機能が分類され、わかりやすく配置されていること	基礎	
		アプリのホーム画面上で利用者が利用しやすい工夫がされていること	付加価値	
		利用者に市のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること	付加価値	
		利用者にサービスの更新情報がわかりやすく伝わる工夫があること	付加価値	
	成長記録機能	妊娠の経過と子どもの成長を記録できること ・妊娠中の体重データを記録し、自動でグラフを作成できること ・胎児の体重データを記録し、自動でグラフ（胎児発育曲線）を作成できること ・子どもの身長・体重データを記録でき、自動でグラフを作成すること ・複数の子どもに対応していること	基礎	
		記録機能だけではなく、記録した情報をもとに個々にあったサービスがあること	付加価値	
		こども家庭庁が定める母子健康手帳の府令様式に対応していること	基礎	
		母子健康手帳の府令様式に沿って正確に記録ができるように工夫されていること	付加価値	
		予防接種のスケジュール管理	予防接種実績から法令等で定められた接種間隔を守るスケジュールが提案され、実績に応じて調整されること（法令改正等は、速やかに対応） ・ヒブ（Hib）や小児肺炎球菌等、接種開始時期や接種途中の実績により接種回数や時期が変化するワクチンにも対応すること ・標準的な接種期間を超過する等、法令等に定められた条件から外れる場合は、適正に処理されること ・対象となる子どもの罹患歴（B型肝炎、結核、水痘）にも対応すること ・ガンマグロブリン投与歴にも対応すること	基礎
			任意ワクチンの接種希望に応じたスケジュールが提案されること	基礎
			ロタ・HPVなど複数種類のワクチンがある場合は選択できること	基礎
	実用的な予防接種スケジュールを提案する工夫があること		付加価値	
		プッシュ通知等を用い、接種忘れを防止する工夫がされていること	付加価値	

	乳幼児健診の問診票提出	本アプリ上で乳幼児健診ごとに問診票に回答し、回答結果の確認ができること	基礎
		健診実施者と自治体へ問診票を自動で提出できること	基礎
		健診実施者及び自治体により登録された健診結果を本アプリ上で確認できること	基礎
		利用者が「乳幼児健診の問診票提出」をスムーズに利用できるための工夫がされていること	付加価値
		利用者が健診結果をスムーズに確認できるための工夫がされていること	付加価値
その他	利用者の利用を促す工夫	子育て知識を取得するためのコンテンツ配信ができること	付加価値
		利用者が日々楽しみながらサービスを利用できる工夫がされていること	付加価値
情報配信機能	市からの情報配信	市から配信された情報を閲覧できること	基礎
		利用者が情報を必要とするタイミングで配信するための工夫がされていること	付加価値
		利用者の属性によって配信する情報の出し分けができること	付加価値
	子育てイベント情報	開催している子育てイベント情報を閲覧できること ・子育てイベントの検索ができること ・子育てイベントの詳細が閲覧できること	基礎
		イベント参加を促す工夫がされていること	付加価値
	子育て支援施設情報	市の指定する子育て支援施設を閲覧できること ・子育て支援施設の検索ができること ・子育て支援施設の詳細が閲覧できること	基礎
		子育て支援施設の利用を促す工夫がされていること	付加価値
	その他利用者の利用を促す工夫	市のホームページ等で配信する情報を、アプリにおいても取得できること	基礎
		アンケートを実施できること	付加価値
	届出等の事前入力	市が指定する届出等について、回答項目を本アプリ上で事前入力でき、内容を送信できること	基礎
利用者が「届出等の事前入力」をスムーズに利用できるための工夫がされていること		付加価値	
予約機能	本アプリ上で市の実施事業への予約ができること	基礎	
	本アプリのアカウントを使用して、かつ、本アプリ上でそのまま事業の参加予約ができること	基礎	
その他基	利用者情報登録	利用者本人の情報（ニックネームや性別、居住地など）や子どもの情報（ニックネームや生年月日、性別など）を登録できること	基礎

本機能		複数のログイン方法（メールアドレス、GoogleID、Facebook、Apple ID等）から選択し、アカウントの登録ができること	基礎	
		アカウント忘れを防ぐ工夫があること	付加価値	
	多言語対応	外国語に対応すること	基礎	
	情報のバックアップ	端末故障時や機種変更時の配慮として、登録された情報をバックアップし、復旧できること	基礎	
		転入・転出時の配慮として、外部サービス等を利用することなく、スムーズにデータを引継ぎできる工夫がされていること	基礎	
		利用者が記録した全てのデータ（画像等も含む）を引継ぎできること	基礎	
自治体向け（自治体ツール）	アプリ管理ツール	専門知識を必要としない管理ツールであること ・専用ツールを導入することなく利用できること ・イベント配信、乳幼児健診配信、アンケート等、配信内容によって最適化されたフォーマットがあること ・情報の登録・更新後の画面を公開前に確認できる仕組みであること	基礎	
		運用の手間を減らす工夫がされていること	付加価値	
		届出等について、管理するための機能があること ・氏名や電話番号など、市区町村が指定する回答項目を設定できること ・回答済を一覧で表示できること ・回答結果を閲覧できること	基礎	
		実施事業の予約を受付・管理する機能があること ・対象者を絞り込んで予約を受付・通知できる工夫があること ・予約状況や、予約者の入力情報を管理できる工夫があること	基礎	
	乳幼児健診デジタル化サービス	乳幼児健診毎に任意の問診票、健診項目をアプリ及び健診実施者ツールへ設定できること	基礎	
		提出された問診票を確認、CSV等のファイルで出力できること	基礎	
		健診結果をCSVファイル等で出力できること	基礎	
		問診票及び健診結果を、健康管理システムへ登録できること	基礎	
	健診実施者向け（健診実施者ツール）	乳幼児健診デジタル化サービス	インターネットにアクセスできる端末から利用できること	基礎
			他健診会場の受診者情報は、表示・確認できないこと	基礎
受診者情報（管理番号・生年月日・性別）を、表示・確認・追加できること			基礎	
提出された問診票がある場合、自動で受診者情報を登録できること			基礎	
問診票の内容や健診結果を表示・確認・入力・編集できること			基礎	
問診票の内容や健診結果を母子手帳貼付用のフォーマットで出力できること			基礎	

7. 運用保守要件

本業務では、アプリを公開することが可能な段階になった後、本市の判断により公開時期を決定する予定であるため、公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

(1) 運用・保守管理

システムの配信後から業務履行期間終了までの間、スマートフォンアプリの運用・保守管理を行い、本市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

(2) システム等の運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、本市からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、本市に積極的な提案を心掛けること。問い合わせの対応時間は、平日9時から17時30分の間とする。

なお、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

(3) スマートフォンアプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じ維持するものとする。

(4) バックアップ

システムダウンの影響を最小限に抑えるため、システム及びデータのバックアップ計画及び設計を提示し、本市の承認を得ること。

(5) アプリ・システム等のアップデート

① OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS (iOS、Android) 及び関連プログラム (ブラウザ等) のバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS 及び関連プログラム (ブラウザ等) のバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、対応を終えるまでの期間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を本市に示し、承認を得たうえで、対応を進めるものとする。

② 脆弱性対応

アプリ及び関連システムの脆弱性対策は適切に行うこと。その際、OS・サービス・システムを停止、または再起動が必要になるなど、利用者に影響が出る場合は、事前に本市の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

(6) セキュリティ診断への協力・対応

本市が実施又は参加するサーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

(7) 運営・管理支援

アプリおよび乳幼児健診デジタル化サービスの運営・管理においては、システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。

データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、市職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

また、将来的には医療機関に対してもサービスの導入を見据えていることから、導入医療機関に対して網羅的かつ十分なアフターサポートをおこなうための工夫や、導入医療機関数を拡大するための方策の提案、ステークホルダーとの調整等についても積極的に対応すること。

(参考：市内の「乳幼児健診の実施医療機関」「小児予防接種の指定医療機関」は計●施設)

8. 情報セキュリティ要件・データセンター要件

以下のとおりとする。

セキュリティ要件	
項目	要件
障害対応	障害（システム障害・データセンター内のネットワーク及びネットワーク機器を含む）を記録し、保管するとともに、市からの求めに応じて提供すること
	利用者に影響のある障害が発生した場合は、速やかに対応するとともに、初動対応について本市に報告し、最終報告を行うこと
脆弱性対応	システムはウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと
	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、適切な対策を行うこと
アクセス制御	OS・DB等の管理職権限を付与されたIDを利用する者を必要最小限に限定し、ID・パスワードを厳重に管理すること
	利用者（市民・本市職員）がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること
	サーバソフトウェア・システム・DB等へのアクセス記録・ログ等を適切に管理し、不正アクセス等の状況を適切に確認すること
	ログインしたユーザ、日時、操作等を記録すること
データ保護	SSLによる通信データの暗号化を実施すること
	住民の氏名・性別・住所等機密性の高い情報はデータの暗号化をすること
その他	利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴等の情報をアプリで収集しないこと セキュリティを強化するための工夫があること

データセンター要件	
項目	要件
環境	パブリック・クラウドサービスにて実現すること
場所・認定	日本国内のデータセンターを使用すること 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）適合性評価制度の認定を受けていること。
人員・入退管理・室内管理	データセンターは24時間365日の有人監視体制で管理されていること サーバールームへは、IDカードや生体認証等により、事前に許可された者のみが入室でき、入退室が記録されるよう管理されていること サーバールームは監視カメラが設置され、常時監視・記録されていること
温度・湿度管理	温湿度監視装置等により、常時適温・適湿が維持されていること 空調設備は複数台設置するなど、冗長化構成により、点検・故障時でも最適な温湿度が維持できること
ネットワーク	ネットワークは冗長化されていること システムの通常利用が可能な通信速度を確保したネットワーク設備等を有すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること 監視ソフト等により、サーバやネットワーク機器の稼働状況に関する常時監視を行うこと 外部と常時接続するシステムは、ネットワーク侵入検知等を設置し、監視を行うこと
防火対策	自動火災報知設備、消火設備が設置されていること 不活性ガスを消火剤として使用した消火設備を採用していること
耐震対策	建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度6弱クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制振構造であること 電源供給設備は多重化されており、24時間365日電源の安定供給が可能であること
停電対策	無停電対策として、電源が冗長化されており、無停電電源装置（UPS）が設置されていること 商用電力の供給が停止した場合、無停電電源装置（UPS）による電源供給中に非常用自家発電による電力供給がなされ、サーバ・ネットワーク機器等を停止させることがなく電力供給されること 非常用自家発電設備は、無給油で24時間以上連続運転可能であること
その他	漏水対策、落雷対策がとられていること

9. 成果物・業務報告

(1) 契約時

本システムの受託者は、契約後、速やかに下記に示す図書を提出し、本市の承認を得るものとする。

- ◆ 業務実施計画書（作業項目・作業内容・役割分担等の記載のあるもの。工程表、業務実施体制、連絡網等を含む）

(2) アプリ導入業務

(ア) システム

アプリが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

(イ) 随時提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は受託者との協議による。
本システム受託者は、随時、書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

- ◆ 各作業工程の計画・成果を示すドキュメント

(ウ) 導入開始時提出図書

現時点では、下記に示す図書を想定している。詳細は受託者との協議による。
本システム受託者は、随時、書類を提出し、本市の承認を得るものとする。

- ◆ 導入業務完了届
- ◆ システム操作マニュアル（管理ツール操作者用）
- ◆ チラシ・ポスター等のツール（印刷済み、本市のキャラクター等を配置したもの）

(3) 納入先

草津市子育て相談センター（草津市草津三丁目）

10. 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜本市及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (3) 本業務の利用にあたり、必要がある場合は相互調整のため、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (5) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (6) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託者の責任において処理すること。
- (7) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (8) 本市又は本市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ本市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (9) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、アプリでの配信前にデータが第三者に漏えいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。
- (10) 受託者が作成した本アプリのコンテンツ等に関する著作権は、受託者が有するものとする。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (12) 本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託者は、本市及び本市から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。

11. 問い合わせ先

===【本件に関する問い合わせ先】=====

草津市こども若者部子育て相談センター

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-2331

FAX：077-561-2491

メール：soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp

対応時間：9時00分～16時45分まで（土日祝日を除く）

=====